（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第十五条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号から第十九号までを次のように改める。

十七　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社

十八　日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社

十九　日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社

附　則

この政令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
防衛大臣　木原　稔

国立健康危機管理研究機構法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十五号

国立健康危機管理研究機構法の施行期日を定める政令

内閣は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国立健康危機管理研究機構法の施行期日は、令和七年四月一日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十六号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和六年五月三十一日」を「令和六年六月三十日」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同号の前に次の一号を加える。

一　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第五号ネに掲げる業務のうち人事及び教育訓練に関する企画及び調整に係る国際平和協力業務であって、国際連合南スーダン共和国ミッション軍事部門司令部において行われるもの

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
外務大臣　上川　陽子

府令・省令

○内閣府令・法務省令第二号

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十号）の施行に伴い、社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年四月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令・法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（総株主通知における通知事項） **第二十条**　法第百五十一条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　発行者が日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社である場合において、加入者が同法第六条第一項各号に掲げる者であるときは、その旨	（総株主通知における通知事項） **第二十条**　法第百五十一条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　同上］ 三　発行者が日本電信電話株式会社である場合において、加入者が日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条第一項各号に掲げる者であるときは、その旨
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。